

幕張サン・ハイツ「防災マニュアル」

千葉市において、今後30年以内に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が62%と予測されています。この様な地震に対して、幕張サン・ハイツの全居住者がどのように対応するかを、この「防災マニュアル」に示しました。

防災の基本は、「幕張サン・ハイツを居住者全員で守る」です。

防災活動は、全居住者のご協力が前提となっています。安否確認、災害弱者への支援、及び在宅避難の助け合いなど、全居住者で一致協力して幕張サン・ハイツを守りましょう。

尚、千葉市の自治会区割りでは、幕張サン・ハイツと幕張西3丁目3番（8戸）（旧医療区）が同一区となっていることから、本「防災マニュアル」は旧医療区も含めて対応するものとする。

本マニュアルは、千葉市美浜区作成の「共同住宅居住者向け防災マニュアル（令和2年8月版）」を参考にしました。

目 次

1. 幕張西地区の被害予想
2. 自宅での居住継続（在宅避難）
3. 地震の対策～平常時からの準備～
4. 地震が発生したら・・・
5. 自主防災組織の活動
6. 付則 火災被害対応

2021年7月10日
幕張サン・ハイツ自主防災会

1. 幕張西地区の被害予想(出典：千葉市ハザードマップ 2017.03)

1-1. 震度予測マップより（千葉市直下地震マグニチュード7.3）

幕張西地区は、震度6弱～6強の予測。（震源地で異なる）

※内陸の直下地震の場合は大きな津波は発生しない

1-2. 液状化危険度マップより

幕張西地区は、液状化の危険度が低い～やや高い。

1-3. 建物被害予測マップ

建物被害率 5%未満

1-4. 津波ハザードマップより

幕張西地区は、*「避難対象地域」になっていない。

東京湾口に10mの津波が来た場合、東京湾の地形的に津波の勢いは減衰され千葉市には3mの津波になります。到達時間は東京湾口から50分

埋立地の標高は2～3m以上なので津波による浸水はなく、

「避難対象地域」になっていません。

※東京湾内湾に3mを超える津波の到達が予想される場合、

気象庁から「大津波警報」が発表されます。この場合、千葉市長は津波災害の恐れがある地域に対して「避難指示」や「緊急安全確保」を発令します。

「避難対象地域」になっていなくとも、大津波警報が発表されたら、幕張サン・ハイツの3～5階に避難しましょう
(垂直避難) 旧医療区は幕張サン・ハイツの1～3棟の3～5階に垂直避難する

1-5. 幕張サン・ハイツの被害予想

・家具の転倒や散乱 ・窓ガラスの破損

- ・玄関ドアや窓枠の破損により開閉できない
- ・ライフラインの供給停止（電気、ガス、水道、下水）
- ・液状化による地盤沈下
- ・建物の損壊（最悪の場合）

以上が千葉市のハザード情報です。しかしこの情報は「想定」です。「想定外」の事態には各個人が適切に対応できるように、日頃から命を守る備えをしましょう。

2. 自宅での居住継続（在宅避難）

建物の安全が確認できたら、全居住者で協力しながら**在宅避難**を目標とします。

※震災後、避難所（幕張西小学校）は避難者で溢れかえり、プライバシーの確保が極めて困難で、ストレスや過労から体調を崩してしまうこともあります。また、感染症対策から避難所での収容人員を縮小せざるを得ず、千葉市は分散避難（車中、親戚・知人宅等）を求めています。

国は基本的にマンションの住民は在宅避難を想定しています。

※余震が心配ですが、駐車場の車の中、全戸所有の物置（自転車などを出して）もテントの代用になります。

家具が散乱した高齢者住宅は、隣近所の方が協力して在宅避難できるように、片づけを手伝いましょう。

※避難場所（幕張西第2公園）、避難所（幕張西小学校）と幕張サン・ハイツは、場所も海拔も同じで、敷地も広く、あえて避難場所、避難所に緊急避難することは考えにくく、地震時には落ち着いて、幕張サン・ハイツ内の安全な場所に一時避難しましょう。旧医療区は幕張西第2公園に一時避難する。

3. 地震の対応～平常時からの準備～

3-1. 食料、水、非常トイレ、感染症対策品その他物資の備蓄

(飲食料は最低1週間分、可能な限り10日分以上)

詳細は幕張サン・ハイツ自主防災会広報に掲載

※高齢者、乳幼児などは「普段飲んでいる薬、衛生用品」も必需品

3-2. 非常持出品の準備

詳細は「幕張サン・ハイツ自主防災会広報」に掲載

※幕張サン・ハイツは在宅避難が原則ですので、非常持出品は必要最小限で万が一に備える。

※備蓄品、非常持ち出し品の定期的なチェックをする

(備品の点検、賞味期限、医薬品の使用期限、電池切れ)

3-3. 家具・家電の配置の見直し

- ・寝ている場所、いつも座っている場所に転倒しない配置
- ・逃げ道を塞がない配置

3-4. 家具・家電の転倒防止

- ・転倒防止金具などで壁に固定する
- ・家具の上にはものを置かない
- ・物の収納は重いものを下にし、家具の重心を低くする
- ・食器棚の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る

※高齢者、重度障害者の方が家具転倒防止金具を取り付ける際に、費用の一部の助成制度があります。詳細は美浜区高齢障害支援課へ問い合わせてください。

高齢者の方 270-3505

重度障害者の方 270-3154

3－5. 家族の安否確認方法

事前に安否確認の方法を話し合っておく

(災害伝言ダイヤル) 「171」 (※録音は固定電話のみ)

(災害伝言版) 「携帯電話各社」 等

4. 地震が発生したら・・・

4－1. 何よりも自分自身の安全確保

※場所別安全確保の方法

<台所>

- ・台所を出る (台所は一番危険)
- ・揺れが収まったら、火元を確認し、火災が発生していたら 初期消火と共に非常用ベルのボタンを押し、近隣に知らせる (別冊「火災の予防と対応」参照)

<居間>

- ・窓から離れる
- ・落下物を避け、身を低くして座布団等で頭を守る

<寝室>

- ・うつぶせの姿勢になり、枕や布団で頭と体を守る

<風呂>、<トイレ>

- ・閉じ込められないようにドアを開けておく

4－2. 揺れが収まったら

- ・火元、ガス、電気の確認

- ・避難口の確保

揺れが少し弱まったら、玄関ドアを開けて避難口を確保する

- ・室内・設備の確認

電気製品はコンセントを抜くか、ブレーカーを落とす

水道、トイレの排水状況の確認、特にトイレの排水は排水管設備の確認ができるまで使用しない

室内のドア、窓、壁のひび割れ等の損傷を確認

4-3. 自分と家族の安全が確認できたら

- ・安否確認カード（各戸配布済み）を玄関ドアの外側に貼る
- ・階段の10戸（旧医療区の8戸）の安否確認を階段居住者で協力して行う
- ・階段代表者、棟代表者（旧医療区代表者）を決めて、安否確認状況を対策本部に報告する

4-4. ラジオ等で正しい情報を収集する

4-5. 対策本部に集まり、防災活動に参加する

（安全が確保できて、行動可能な全居住者が参加）

5. 自主防災組織の活動

本 部	棟	階 段
災害対策本部 長 (理事長)	(班長) 広報班 ()	各棟代表者 () 旧医療区代表者 ()
副本部長 (自治会長)	救出救護班 ()	
副本部長 (自主防災会長)	避難誘導班 () 給食給水班 ()	※棟の代表者は本部との連絡・調整 ※階段の代表者は棟の代表者との連絡・調整
※本部は全体の 状況を把握して、 行動の指示を行 う	各班長の指示の もと、マニュアル ※に定められた 防災活動を行う	

マニュアル※ 各班の行動指針を以下に示す

広報班	災害・防災情報の連絡、調整 情報の収集・伝達
救出救護班	負傷者の救出や搬送 要支援者の避難支援
避難誘導班	倒壊、火災の場合の避難誘導 在宅避難困難者の避難所への避難誘導支援 在宅避難までの間の安全確保、一時避難の支援
給食給水班	発災直後は他班の活動に協力する 各戸の電気・ガスの安全確認 救護者、要支援者への飲料水や食料の提供

5-1 地震発生後、揺れが収まつたら

本部役員は本部へ集合、その他の居住者は各階段下の安全な場所に集まる。

居住者は、各棟・各階段毎に役割分担し、安否及び被害状況などの確認を行い、状況を集約して本部に報告する。

【本部】

①震度5強以上の地震が発生したら、本部役員は管理棟集会所に集合し、対策本部を設置する。

管理棟集会所には、誰でも対策本部を設置できるように「防災マニュアルBOX」が設置されているので、利用する。

※「防災マニュアルBOX」は、防災備品などの追加、環境の変化などで適宜、見直しをしています。

②役割分担の確認後、本部の設置を居住者へ連絡するとともに、各棟に「安否確認シート」を配布する。

③発災直後は火災、負傷者などの情報収集、要支援者の安否確認、負傷者のための救護所（集会所内に設置）の開設を優先する。役員が不在の場合は代りをたてる。

※救護所は居住が困難になった方々の仮避難所として利用できるよう仮設ベッド・毛布（各6人分）を準備

＜本部長＞

①各班長へ活動の指示を行う。

②居住者への指示内容を決める。

③建物の安全が確認できたら「在宅避難」を呼び掛ける。

※余震を十分考慮する（車、物置などの活用）

- ・安否確認を最優先に指示
- ・行政からの注意報、警報、避難指示などの居住者への徹底
- ・排水の禁止通知、ゴミ・ガレキの各住戸での一時保管
- ・（状況が分かり次第）電気、ガス、水道などのライフラインの状況把握と周知

- ・携帯、スマホ等の充電基地の確保

＜各班＞

各班長の指示のもと、「防災マニュアル」に定められた防災活動を行う。

＜棟＞

- ・各棟の代表者(各棟の理事)、旧医療区代表者は情報（居住者の安否、負傷者、建物被害等）を集約し本部へ伝達する
(各階段からの状況を「安否確認シート」に記載し本部に提出)
- ・本部からの指示を各階段居住者に伝達する

＜階段＞

- ・集まった居住者同士で代表者を決めて、全員で行動する
- ・初期消火、各住戸（10戸）の安否確認、高齢者などの避難援助
- ・安否不明の居住者の確認
(玄関ドアを叩いたり、ベランダなどから呼びかける)
- ・住戸内に閉じ込められた居住者がいたら、本部に救助を要請する
- ・棟の代表者に状況連絡をする

5-2 地震発生から2～3日

- ・本部長、副本部長、各班長により、必要に応じて組織の改編を行う
- ・行政など外部機関との連絡・調整を行う
- ・防犯活動の指示を行う
- ・市からの救援物資、給水の連絡・調整を行う
- ・高齢者、要支援者への生活支援
- ・救護所での避難者への炊き出し
(居住者から材料を提供して頂く)

- ・幕張サン・ハイツから他の場所へ避難される方の確認。
安全な親族・知人宅へ避難する場合は必ず対策本部に届ける。(連絡先、自宅のブレーカー、水道元栓、戸締まり等)

5－3 地震発生から4日以降

- ・復旧状況を見ながら防災活動を縮小していく

6. 付則 火災被害対応

火災(火災、消火による浸水等)により避難を余儀なくされた場合の仮避難場所(仮設ベッドと毛布及び水食料)として、管理組合集会所を利用することができる。(避難場所が見つかるまでの1～2日間)

自主防災会が避難所開設及び管理を行う。尚、火災消火後の消防、警察などによる出火状況確認もここで行う。

尚、「火災の予防と対応」(別冊)を徹底し、火災予防に努める。更に「居住者名簿」による安否確認が重要であり、正確な名簿の作成に務める。